

平成 29 年 10 月 3 日

学 長 殿

所属部局・職名 人間発達 教授

申請者名 鈴木 庸裕

<p>助成事業の区分 (該当するものに印)</p>	<p>研究協力に関する事業 (学術出版・叢書・学会等運営・学会参加) 学術振興に関する事業 (学生・事務職員・その他の特別事業)</p>
<p>事業名</p>	<p>2017 年度日本学校ソーシャルワーク学会第 12 回大会・参加補助</p>
<p>事業実施期間</p>	<p>平成 29 年 8 月 26 日 ~ 平成 29 年 8 月 27 日</p>
<p>成果の概要</p>	<p>本事業の補助をもとに、題目「いじめ防止対策推進法におけるソーシャルワーカーの役割と課題－調査委員会活動から見える社会福祉の視点をめぐって」の学術発表を自由研究発表分科会でおこなった。共同研究者は宮城県スクールソーシャルワーカー・精神保健福祉士・山本操里氏。西宮市・武庫川女子大学において。</p> <p>2011 (平成 23) 年の大津市の中学生の自死事件が大きな契機となり、2013 (平成 25) 年、「いじめ防止対策推進法 (以下、法)」が制定された。この法の制定によって、国・地方自治体・学校は、いじめ防止のための取り組みに力を入れることが求められ、いじめ問題対策連絡協議会や重大事態の調査を行う第三者組織などが作られるようになった。いじめを絶対に許さないという姿勢を、社会全体で創る必要があるという認識は年々高まってきている。しかし、残念ながら、いじめが原因と思われる不登校ケースや子どもの自死事件は相次いで発生しており、さらに法第 28 条で定めるところの「重大事態」において、当該学校の設置者 (当該学校以外) が調査を実施した件数は年々増加している現状がある。</p> <p>そこで、報告者らは、第三者調査に携わる機会があった立場 (倫理的な配慮の手続きを経て) から、どのような方法や手立てで取り組むべきか、活動の初期対応のあり方を報告した。さらに、自死事案は内容がとても個人的であり、なおかつ対象となる子どもやその家族、同一学校に通う児童生徒やその家族・学校の教職員・地域住民などと、様々な立場の人たちを慮っていくことが大切になる。</p> <p>本研究では、論証仮説として、調査委員会活動を 3 期 (前期・中期・後期) に分類し、この活動の可能性と課題について整理し、を踏まえて調査活動における社会福祉の視点の重要性について考察を加え、いじめ問題への教育実践と社会福祉の援助技術との関連性を明らかにした。</p>

